



野木町

緑の基本計画
II

概要版



令和5年3月
野木町

第1章 緑の基本計画の基本的事項

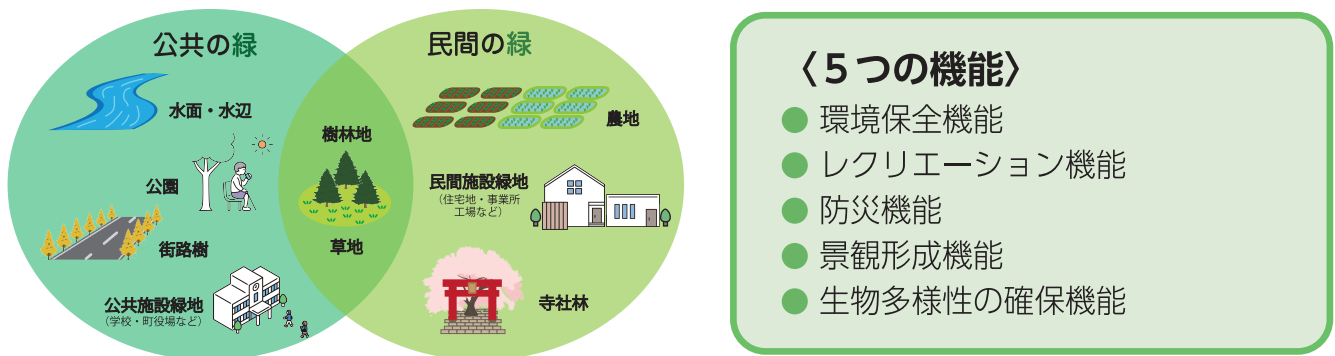
緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づき市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な計画」であり、中・長期的な視点に立って、その将来像、目標、施策等を定め、総合的・計画的に実施していくための計画です。

前計画の策定から約20年が経過し、社会情勢等が変化する中、改訂することとなりました。

本計画では、SDGs（持続可能な開発目標）やグリーンインフラ等の新たな動向や野木町の緑を取り巻く状況を踏まえ、目指すべき方向を定め、それを実現していくために必要な取り組みを明らかにしています。これにより、町民・活動団体、事業者、行政の三者が一体となって、野木町ならではの緑のまちづくりに取り組んでいきます。

対象とする緑とその機能

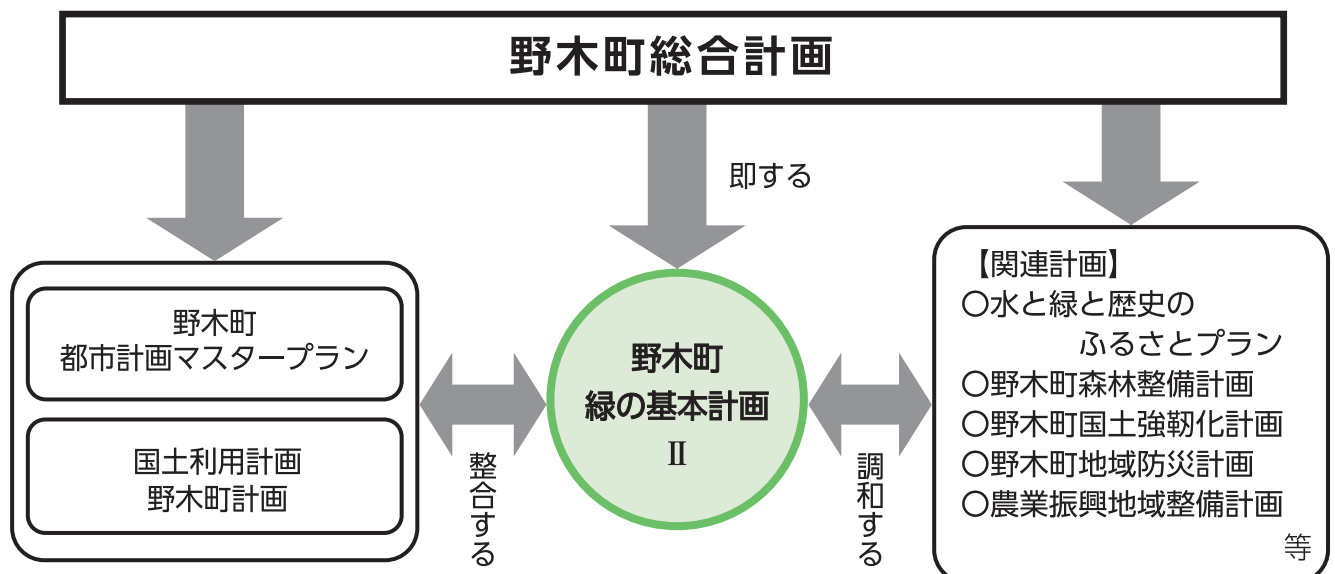


計画期間

令和5(2023)年度から令和14(2032)年度の10年間

計画の位置づけ

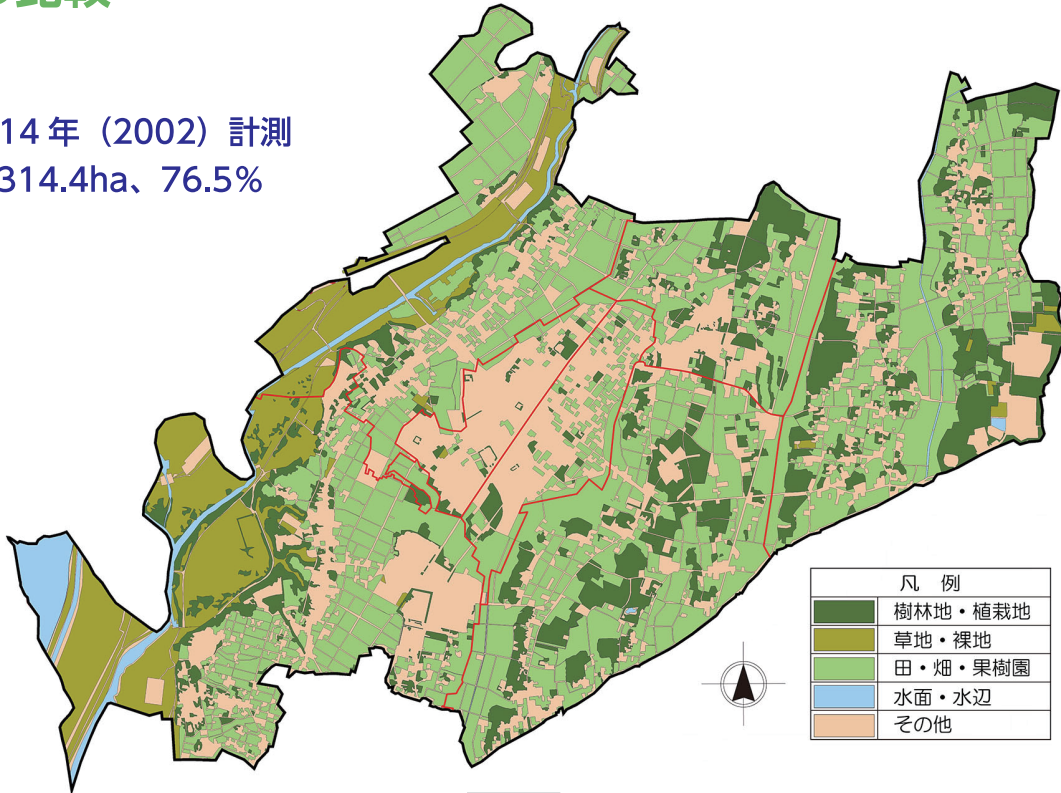
「野木町総合計画」に即すとともに「野木町都市計画マスタープラン」や「国土利用計画 野木町計画」に整合し、関連計画との調和を図りつつ、相乗効果を生み出す有用な計画となるよう策定します。



第2章 野木町の緑の現況と課題

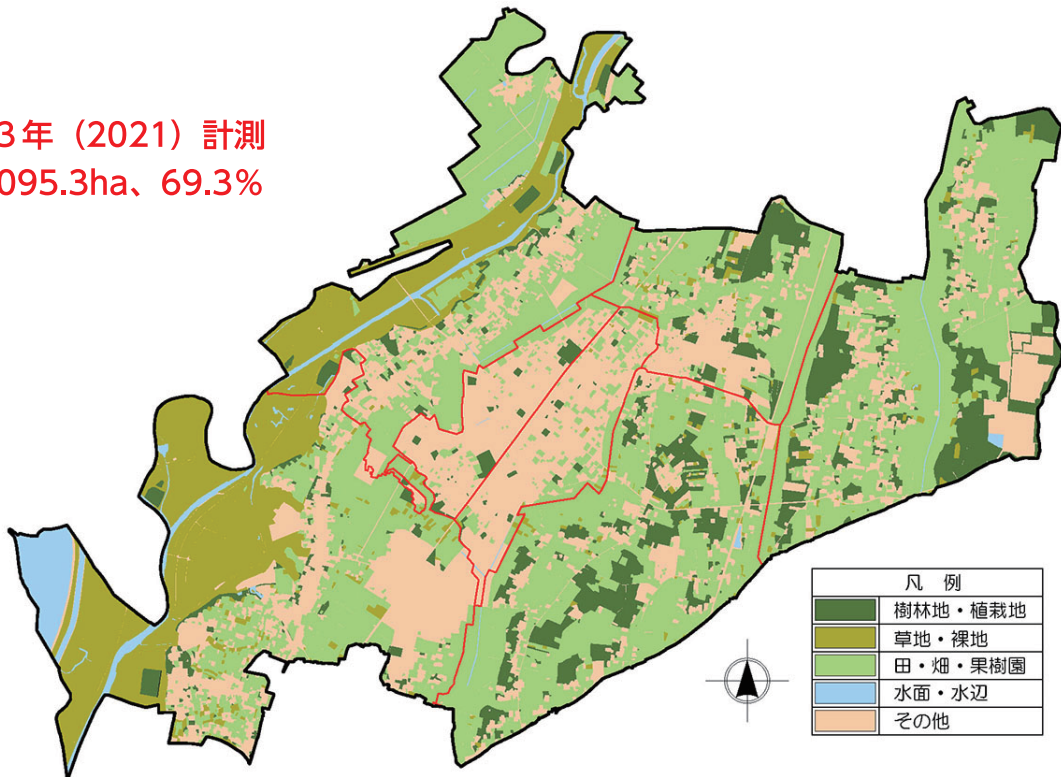
緑被の比較

平成14年(2002)計測
約2,314.4ha、76.5%



20年間で
約219ha、7.2%減少

令和3年(2021)計測
約2,095.3ha、69.3%



減少の要因としては、樹林地・植栽地の開発が進んだこと、田・畑・果樹園等の農地が段階的に住宅や店舗、工場等の宅地に転用されたこと等が考えられます。

町民意向

■ 町民アンケート

- ・ 町内の緑の満足度では、いずれの項目とも過半数が「十分満足/ほぼ満足」となっていますが、「平地林の景観・保全」については満足度が低くなっていました。また、「公園（景観）」「街路樹（種類）」「街路樹（景観）」「平地林の景観・保全」で「やや不満/不満」が高くなっています。
- ・ 公園や道路沿いの樹木等の緑を美しいと感じている人が多い一方で、美しくないと感じている人の割合も高くなっています。また、公園や道路沿いの樹木等の緑が景観的に美しくなってほしいと感じています。
- ・ 町の緑への期待では、野木町をアピールするような景観づくり、健康づくりや安らぎの場としての期待が高くなっています。
- ・ 緑の環境づくりに向けては、補助事業や公共事業等の積極的な導入とともに、町民の主体的な参画に対する支援の充実等が求められています。

前計画目標値との比較

前計画 令和4年（2022）目標値 → 令和4年（2022）現況

緑地の確保目標水準

将来市街地面積に対する緑地の割合	概ね 20.7ha → 16.38ha	都市計画区域面積に対する緑地の割合	概ね 1,715.0ha → 1,720.82ha
------------------	---------------------	-------------------	---------------------------

町民1人当たりの都市公園等の整備面積

市街化区域人口1人当たりの都市公園等の整備面積	概ね 10.6㎡ → 8.85㎡	都市計画区域人口1人当たりの都市公園等の整備面積	概ね 23.2㎡ → 18.72㎡
-------------------------	------------------	--------------------------	-------------------

緑の課題

近年の本町の緑の状況や町民意向等を踏まえ、緑づくりの課題を整理します。

- 1 緑の維持・保全・創出
- 2 既存公園の充実と適正な維持管理
- 3 緑豊かな野木町をアピールする景観づくり
- 4 緑の啓発活動の充実
- 5 町民の手による緑化活動の推進

第3章 緑の将来像と目標

基本理念と将来像

基本理念

■うるおいのある緑づくり

■花いっぱい、水と緑のまちづくり

前計画策定以降の町を取り巻く状況の変化や緑の現況、課題等を踏まえながら、前計画の基本理念を継承しつつ、これからの新しい野木町の緑づくりを進めます。

将来像

百年の樹 千年の森 づくり

～みんなでつなぐ、花^{はな}緑^{はな}いっぱいのまちづくり～

100年を生きる木々、いまそこにある花や緑、
「野」と「木」の町にふさわしい、緑があふれ、誇れるまちづくりを、
みんなで手を取り合い、守り、創り、次世代につなげていきます。

※花・木・緑が一体となった緑の環境を「花^{はな}緑^{はな}」として表しています。

基本方針1

「まもる」

今ある緑の保全

基本方針2

「つくる」

緑の空間づくり

基本方針3

「いかす」

緑資源の活用

基本方針4

「はぐくむ」

緑に対する
想いを育む

計画の目標

令和4年(2022) 現況 → 令和14年(2032) 目標年次

緑地の確保目標水準

将来市街地面積に 対する緑地の割合	16.38ha → 16.99ha	都市計画区域面積に 対する緑地の割合	1,720.82ha → 1,722.41ha
----------------------	----------------------	-----------------------	----------------------------

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

市街化区域人口 1人当たりの 都市公園等の整備面積	8.85㎡ → 8.98㎡	都市計画区域人口 1人当たりの 都市公園等の整備面積	18.72㎡ → 19.58㎡
---------------------------------	------------------	----------------------------------	--------------------

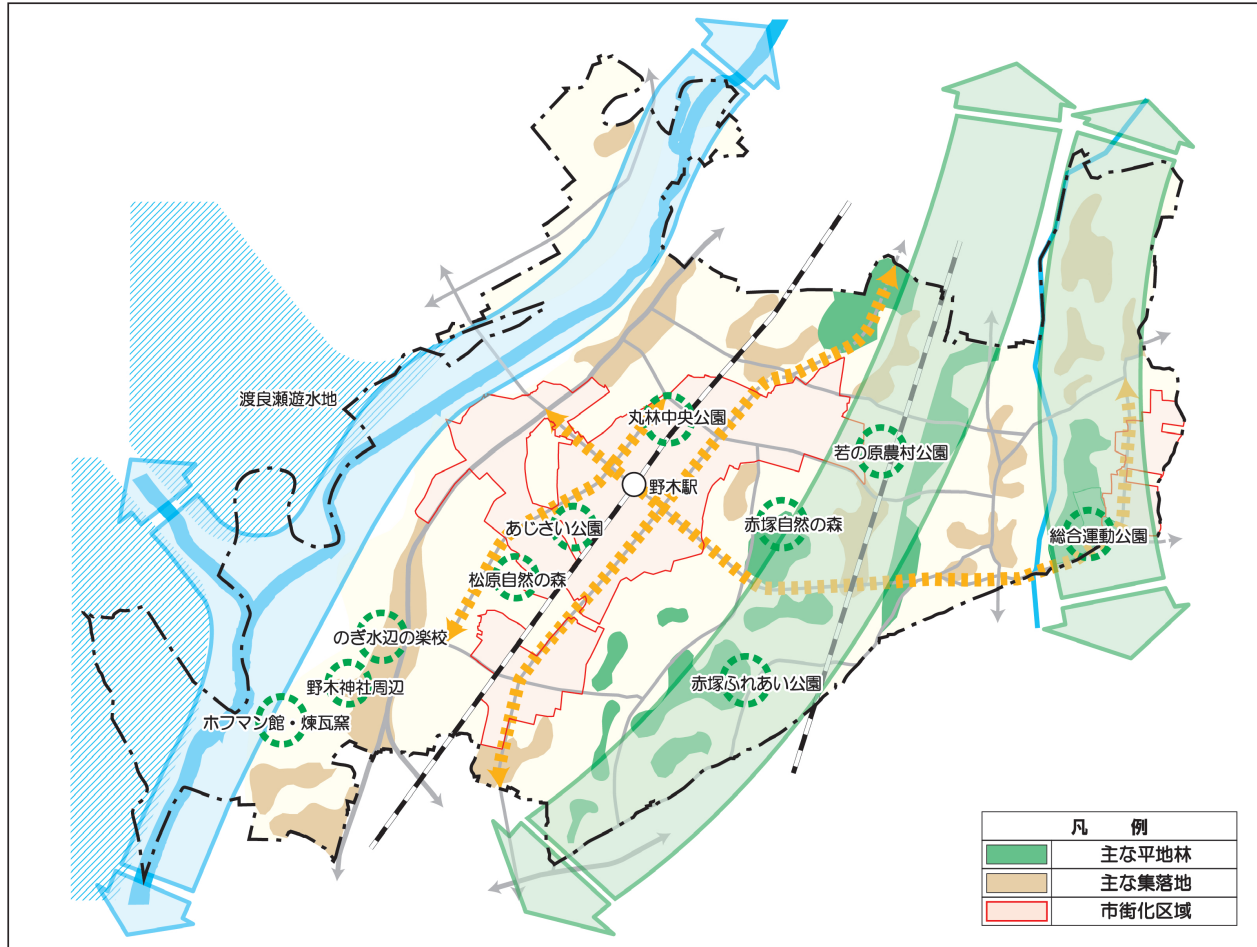
野木町の緑に対する満足度

町内の公園の緑に ついての満足度	町内の街路樹の緑に ついての満足度	町内の平地林の景観・保全 についての満足度
61.9% → 67.0%	53.2% → 67.0%	44.8% → 50.0%

緑の将来構造

野木町の緑の維持・保全を図りながら、緑の将来像を実現するため、緑の現況等を踏まえ、骨格的な緑の軸、水の軸、緑の幹線道路軸、緑の拠点から構成される緑の将来構造を設定します。

〈緑の将来構造図〉



凡 例	
骨格的な緑の軸 	まとまりのある平地林と屋敷林等を有する集落地等が連続する緑空間を骨格的な緑の軸として位置づけます。
水の軸 	思川や渡良瀬川等の河川を水の軸として位置づけ、渡良瀬遊水地とともに、水辺環境を保全します。
緑の幹線道路軸 	主要な幹線道路(駅前東大通り、駅前西大通り、中央通り、富士見通り、総合運動公園通り)を緑の幹線道路軸として位置づけ、沿道の緑化と適正な維持管理を進めます。
緑の拠点 	主要な公園(総合運動公園、赤塚ふれあい公園、若の原農村公園、丸林中央公園、あじさい公園)や、まとまりのある緑(赤塚自然の森、松原自然の森、のぎ水辺の楽校、野木神社周辺、ホフマン館・煉瓦窯)を緑の拠点として位置づけ、緑の保全・活用とともに適正な維持管理を進めます。

第4章 将来像実現に向けた取り組み

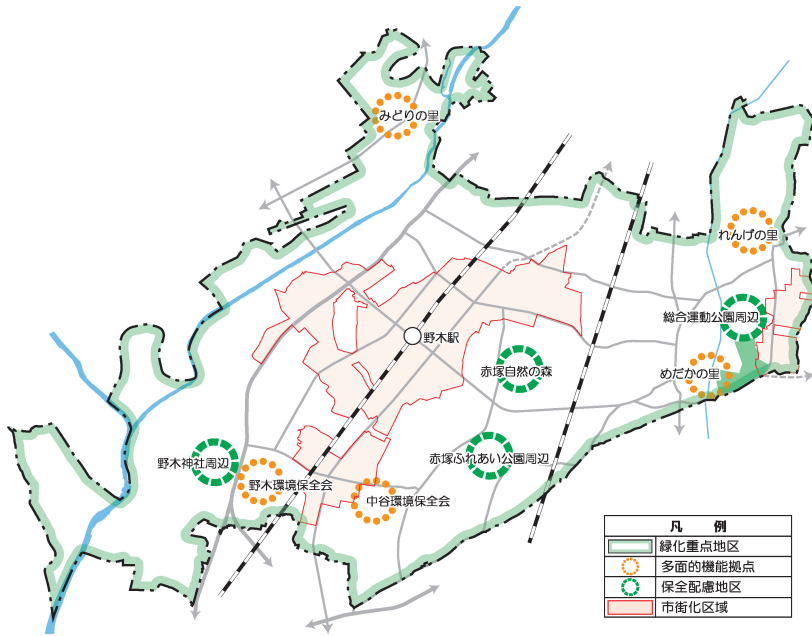
取り組みの体系

緑の将来像の実現に向け、以下の取り組み（施策）を実施していきます。本町の特徴的な風景である平地林を未来に残すべく、平地林の保全を本計画の重点施策に位置づけます。

〈施策体系〉

将来像	基本方針	基本施策	個別施策
百年の樹 千年の森づくり ～みんなでつなぐ、花緑いっぱいのもちづくり～	基本方針1 「まもる」 今ある緑の保全	基本施策1-1 緑の保全と質の向上	①平地林の保全 重点
			②水辺空間の保全
	基本方針2 「つくる」 緑の空間づくり	基本施策2-1 新たな緑づくり	③農地の保全
			④歴史的・文化的な緑の保全
			⑤快適で安全・安心な公園施設の維持管理
			⑥街路樹の維持管理
	基本方針3 「いかす」 緑資源の活用	基本施策2-2 身近な緑づくり	⑦公共公益施設の緑の維持管理
			①町民に親しまれる公園の整備
			②民間活力導入による公園の整備
			③生物多様性に配慮した新たな拠点づくり
	基本方針4 「はぐくむ」 緑に対する想いを育む	基本施策3-1 利用の促進	④グリーンインフラの整備
			⑤植樹ます、公園、公共公益施設への花いっぱい運動
			①店舗、事務所等の敷地内緑化の推進
			②工場、事業所の緑化の推進
			③住宅地の緑化の推進
			①歓交活用の推進
基本施策4-1 参加意識の啓発	②農地の活用		
	③平地林の活用		
	④農業用水路の活用		
基本施策4-2 まちづくりを支える体制づくり	⑤水と緑のネットワークの強化		
	⑥緑の循環システムの構築		
	①緑と関わる講座・学習機会・イベントの拡充		
		②緑に関わる情報発信	
		③補助金等の拡充	
		①活動団体の育成支援	
		②子どもたちへの教育・学習の推進	
		③官民連携による維持管理体制の整備	

緑化重点地区と保全配慮地区



※多面的機能拠点

農業施策と連携し、町民によるひまわりやコスモス等をはじめとした景観形成作物の栽培等を行う緑の拠点

1 緑化重点地区

近年の市街地周辺部での緑環境の減少傾向や、平地林や農地の荒廃等の状況を踏まえ、“町全域を緑化重点地区”として位置づけます。

2 保全配慮地区

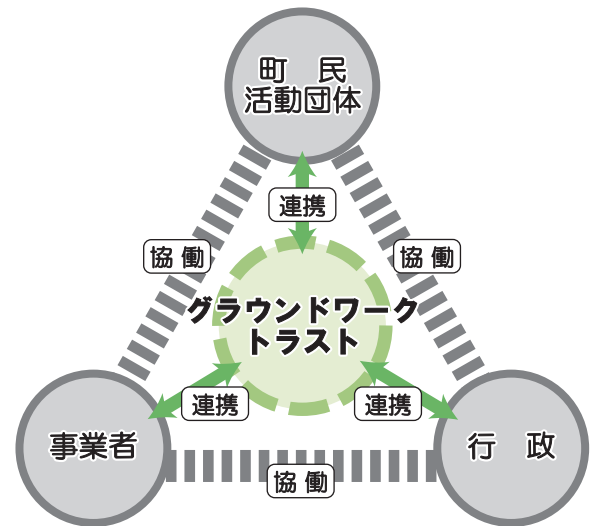
開発等で失いつつある平地林の保全に向けて、本町における緑の拠点であり、まとまりのある平地林と一体となっている「野木神社周辺」「赤塚ふれあい公園周辺」「野木町総合運動公園周辺」「赤塚自然の森」の4箇所を保全配慮地区に位置づけます。

第5章 計画実現に向けて

推進体制

計画を推進していくために、緑のまちづくりに関わる町民・活動団体、事業者、行政のそれぞれが担う役割を果たし、相互に連携・協働していく体制を整え、持続的な緑のまちづくりに取り組んでいきます。

野木町ボランティア支援センター「きらり館」において、町民・活動団体、事業者、行政の三者による協働のネットワークづくりを推進し、将来的には三者の信頼関係のもと、その中核となるまちづくり組織「グラウンドワークトラスト」の形成を目指します。



野木町 緑の基本計画Ⅲ 【概要版】

発行 ● 令和5年3月

編集 ● 野木町 産業建設部 都市整備課

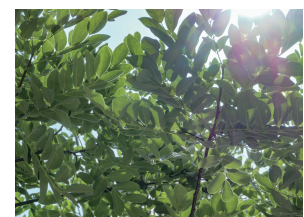
〒329-0195 栃木県下都賀郡野木町大字丸林571

TEL 0280-57-4161

<https://www.town.nogi.lg.jp/>



町の花／ひまわり



町の木／えんじゅ